

○金融庁  
厚生労働省 告示第三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

労働金庫連合会 東京都千代田区内神田一丁目十三番四号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八条の二第一項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）

の規定に基づき行うもの

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日